

令和6年度

石川県雇用環境整備助成金 募集要領

○本助成金は、奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）において、①発災以降、当該地域に所在する事業所で新たに雇用する労働者のために宿舍の借上げ等を行った事業者や②当該地域に所有していた居住用賃貸物件を修繕し、当該地域に所在する事業所が新たに雇用した労働者の宿舍として賃貸した者を支援するものです。

○申請期間

令和6年7月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※郵送の場合は、当日の消印有効

※電子メールでの提出の場合、締切日の17時までに到着が確認できたものが有効です。

○お問い合わせ先

石川県商工労働部労働企画課

電話 076-225-1672 / 225-1532

令和6年7月

石川県／石川県人材確保・定住促進機構（ILAC）

目 次

| | |
|------------------|----|
| I 事業目的 | 2 |
| II 宿舍の借上げ等事業 | 2 |
| 1. 対象事業者 | 2 |
| 2. 対象要件 | 3 |
| 3. 対象経費 | 3 |
| 4. 助成額 | 3 |
| 5. 支給までの流れ | 4 |
| 6. 支給申請について | 4 |
| (1) 申請主体 | 4 |
| (2) 支払経費 | 4 |
| (3) 申請書類 | 4 |
| (4) 申請方法 | 5 |
| (5) 提出先 | 5 |
| (6) 申請期日 | 5 |
| 7. 申請の取下げ | 6 |
| 8. 不正受給の防止 | 6 |
| (1) 書類の保管 | 6 |
| (2) 立入検査及び助成金の返還 | 6 |
| III 賃貸用物件修繕事業 | 7 |
| 1. 対象者 | 7 |
| 2. 対象要件 | 7 |
| 3. 対象経費 | 7 |
| 4. 助成額 | 8 |
| 5. 支給の流れ | 8 |
| 6. 支給申請について | 9 |
| (1) 申請主体 | 9 |
| (2) 支払経費 | 9 |
| (3) 申請書類 | 9 |
| (4) 申請方法 | 9 |
| (5) 提出先 | 10 |
| (6) 申請期日 | 10 |
| 7. 申請の取下げ | 10 |
| 8. 不正受給の防止 | 10 |
| (1) 書類の保管 | 10 |
| (2) 立入検査及び助成金の返還 | 10 |

I 事業目的

本助成金は、令和6年能登半島地震の影響により、労働者の確保が困難となったと考えられる奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）において、労働者の雇用環境整備の推進を図ることを目的とするものです。

本助成金は、以下の2つに分かれています。

① 宿舍等の借上げ事業（第Ⅱ部）

発災以降、当該地域に所在する事業所において新たに雇用する労働者のための宿舍の借上げを行った事業者を対象として、当該事業者が負担した賃借料を助成するものです。

② 賃貸用物件修繕事業（第Ⅲ部）

当該地域に所有する居住用賃貸物件を修繕し、当該地域に所在する事業所が新たに雇用した労働者の宿舍として賃貸した者を対象として、当該対象者が負担した修繕経費を助成するものです。

II 宿舍の借上げ等事業

1. 対象事業者

本助成金の対象となる事業者は、以下の要件を全て満たす事業者です。

- ① 令和6年1月1日時点で、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町のいずれかに所在する事業所（以下、「対象事業所」という。）を有している事業者であること。
- ② 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- ③ 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- ④ 雇用保険の適用事業者であること。
- ⑤ 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- ⑧ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- ⑨ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める性風俗関連特殊営業等を行っている事業者でないこと。
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑪ 事業者または役職員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有していないこと。

2. 対象要件

本助成金の対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 令和6年1月1日以降に、対象事業所において就労する労働者（以下、「対象労働者」という。）を新たに雇い入れること（みなし離職者や発災後休業していた労働者で、令和6年7月1日以降再就労する場合を含みます。）。
- ② 雇入れ当初より、対象労働者が一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用され、対象事業所において1年以上の雇用見込みがあると認められる者であること。
- ③ 対象事業者が雇用保険適用事業主であること。
- ④ 対象労働者が通勤可能な範囲（通勤のために普段使用する交通手段の所要時間が概ね1時間以内である範囲）の場所に立地する宿舍の借上げを行っていること（対象労働者が自らの名義で賃貸借契約を行い、光熱水料その他労働者が負担すべき経費を除いて、対象事業者が同費用を全額補填する場合を含みます。）。
- ⑤ 支給申請日時点において、支出した賃借料が対象労働者1人あたり10万円以上であること。

3. 対象経費

対象労働者のため、対象事業者が支払った宿舍の賃借料（賃貸契約書において定められた賃借料）

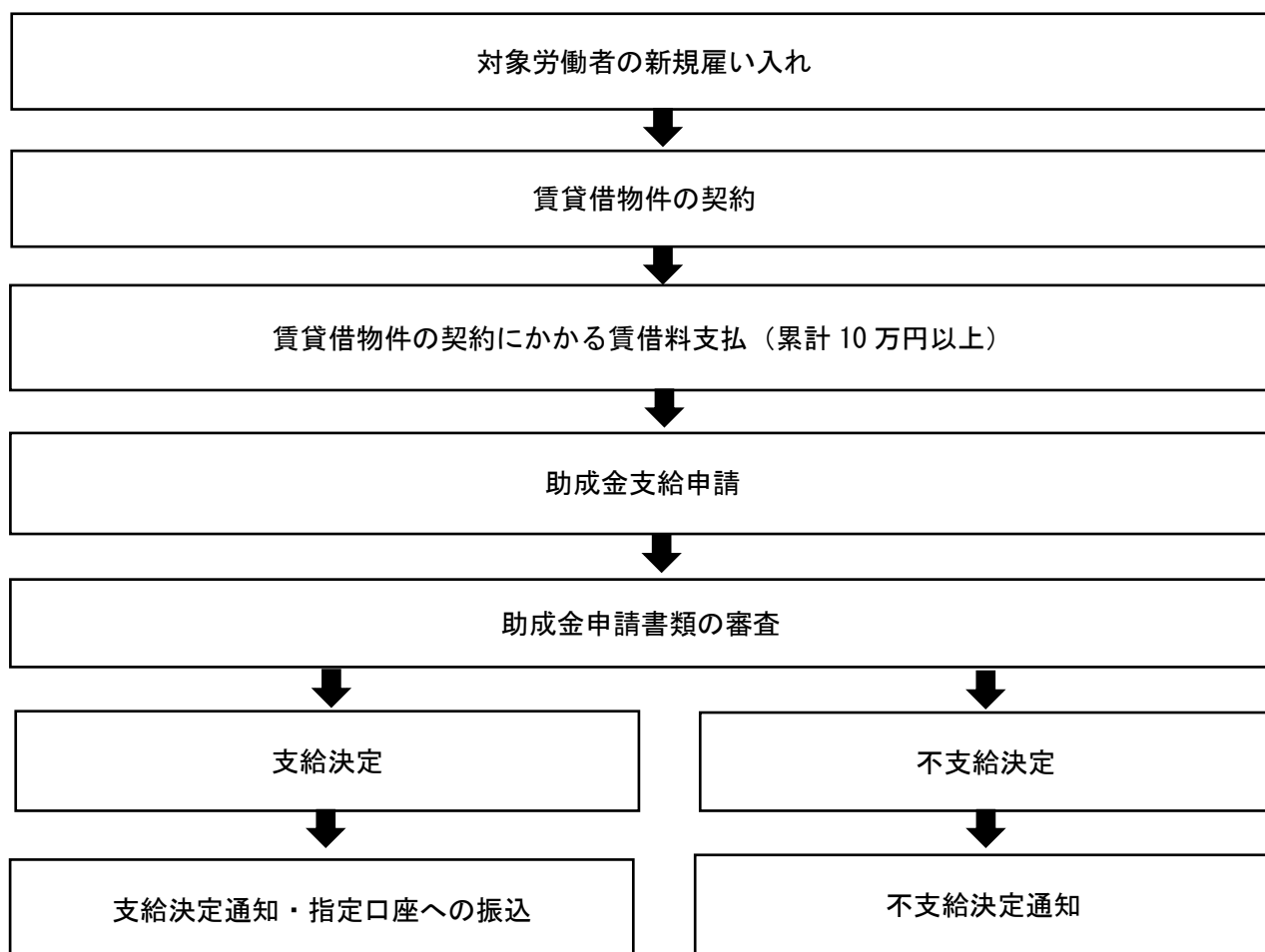
※上記対象経費については、厚生労働省の「地域雇用開発助成金（能登半島地震特例コース）」等と併給を受けることはできません。

4. 助成額

対象労働者1名あたり10万円

1対象事業者あたり50万円（対象労働者5名分相当額）

5. 支給までの流れ



6. 支給申請について

(1) 申請主体

申請ができるのは1及び2の要件を全て満たす対象事業者となります。

(2) 支払経費

申請日時時点で、すでに支払を終えている対象経費が10万円以上の場合が対象となります。
口座振替やカード決済による口座からの引き落としなどにより、支払が完了していない場合は申請経費に含めることはできませんのでご注意ください。

(3) 申請書類

- ① 石川県雇用環境整備助成金支給申請書（宿舍の借上げ等事業）（様式第1号）
- ② 支給要件確認申立書（様式2号）
- ③ 石川県雇用環境整備助成金請求書（様式第3号）

<添付書類>

- 宿舍の借上げに係る賃貸契約書の写し

- 宿舍の賃借料の支払が確認できる証拠証憑（領収書の写し、金融機関通帳の写し等）
証拠証憑は10万円以上の支払が確認できるよう、必要に応じて複数提出してください。
- 対象事業所と対象労働者で締結した雇用契約書の写し
- 対象労働者にかかる、申請日時点で有効な雇用保険被保険者証の写し
- 【労働者が自ら宿舍の賃貸借契約を締結している場合のみ】
対象労働者の証明書（様式第4号）

（4）申請方法

申請書類は一式全てを揃えた上で、電子メールまたは郵送にて、（5）に記載の提出先までお送りください。

電子メールでの提出の場合は、タイトルを「石川県雇用環境整備助成金（宿舍の借上げ等事業）申請書（〇〇〇）」とし、括弧内に申請を行う事業者名を記載してください。また、ネットワーク障害等が生じる可能性がありますので、締切日まで余裕をもって提出いただくとともに、電子メール送信後に、必ず石川県商工労働部労働企画課宛てにメールの受信確認の電話をしていただくようお願いします（受信確認の電話をいただかない場合は、受理できない可能性があります）。

電子データは、様式第1号～第4号については、ワードやエクセル等の加工可能なファイルとし、その他はPDFにしてください。添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、メールを分割して送信してください。

郵送の場合は、用紙を日本産業規格に定めるA列4番の縦で統一し、全て片面で提出してください（両面は避けてください）。また、封筒の表面に「石川県雇用環境整備助成金（宿舍の借上げ等事業）申請書類在中」と朱書きしてください。

（5）提出先及びお問い合わせ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部労働企画課

電話：076-225-1672 / 225-1532

E-mail：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

（6）申請期日

申請期日は、令和7年3月31日（月）です。

電子メールでの提出については、17時までに到着が確認できたものを受理します。

郵送の場合は申請期日の消印があるものを受理します。

7. 申請の取下げ

申請の取下げを希望される場合は、申請日から起算して10日以内に支給申請取下げ届出書（様式第5号）を申請書提出先まで電子メールまたは郵送でお送りください。

電子メールでの提出については、期日までに到着が確認できたものを受理します。

郵送の場合は、期日までに提出先に到着したものを受理します。

8. 不正受給の防止

（1）書類の保管

提出書類の原本については、支給決定額通知日から5年間保管してください。

（2）立入検査及び助成金の返還

申請者が、偽りその他の不正行為により、本来受けることができない助成金を受給（以下「不正受給」という。）が疑われる場合、事業所に対して立入検査を行うことがあります。また、申請者が法令や支給要綱、本募集要領に記載の内容に従わない場合、不正受給の事実が判明した場合等には、支給決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を請求することがあります。

Ⅲ 賃貸用物件修繕事業

1. 対象者

- ① 令和6年1月1日時点で、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町のいずれかに居住用賃貸物件（以下、「対象物件」という。）を所有する者であること。
- ② 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- ④ 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- ⑤ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- ⑥ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める性風俗関連特殊営業等を行っている事業者でないこと。
- ⑦ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑧ 事業者または役職員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有していないこと。

2. 対象要件

本助成金の対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 令和6年1月1日時点で、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町のいずれかにある居住用賃貸物件が、令和6年能登半島地震による被害を受け、賃貸借事業を継続するために、修繕が不可欠と認められること。
- ② 助成対象経費額（消費税及び地方消費税を含む総額）が300万円以上であること。
- ③ 珠洲市、輪島市、能登町及び穴水町のいずれかに令和6年1月1日時点で所在する事業所（以下「対象事業所」という。）を有する事業者（以下「対象事業者等」という。）に、修繕後の対象物件の全部又は一部を賃貸借すること。
- ④ ③で賃貸借した物件は、対象事業者等が、令和6年1月1日以降に新たに対象事業所で雇用する労働者（みなし離職者や発災後休業していた労働者で、令和6年7月1日以降再就労する場合を含みます。）（以下「対象労働者」という。）の居宅のため、借上げた物件であること。
- ⑤ 対象事業者等が雇用保険適用事業主であること。
- ⑥ 対象労働者は、雇入れ当初より、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用し、対象事業所において1年以上の雇用見込みがあると認められる者であること。

3. 対象経費

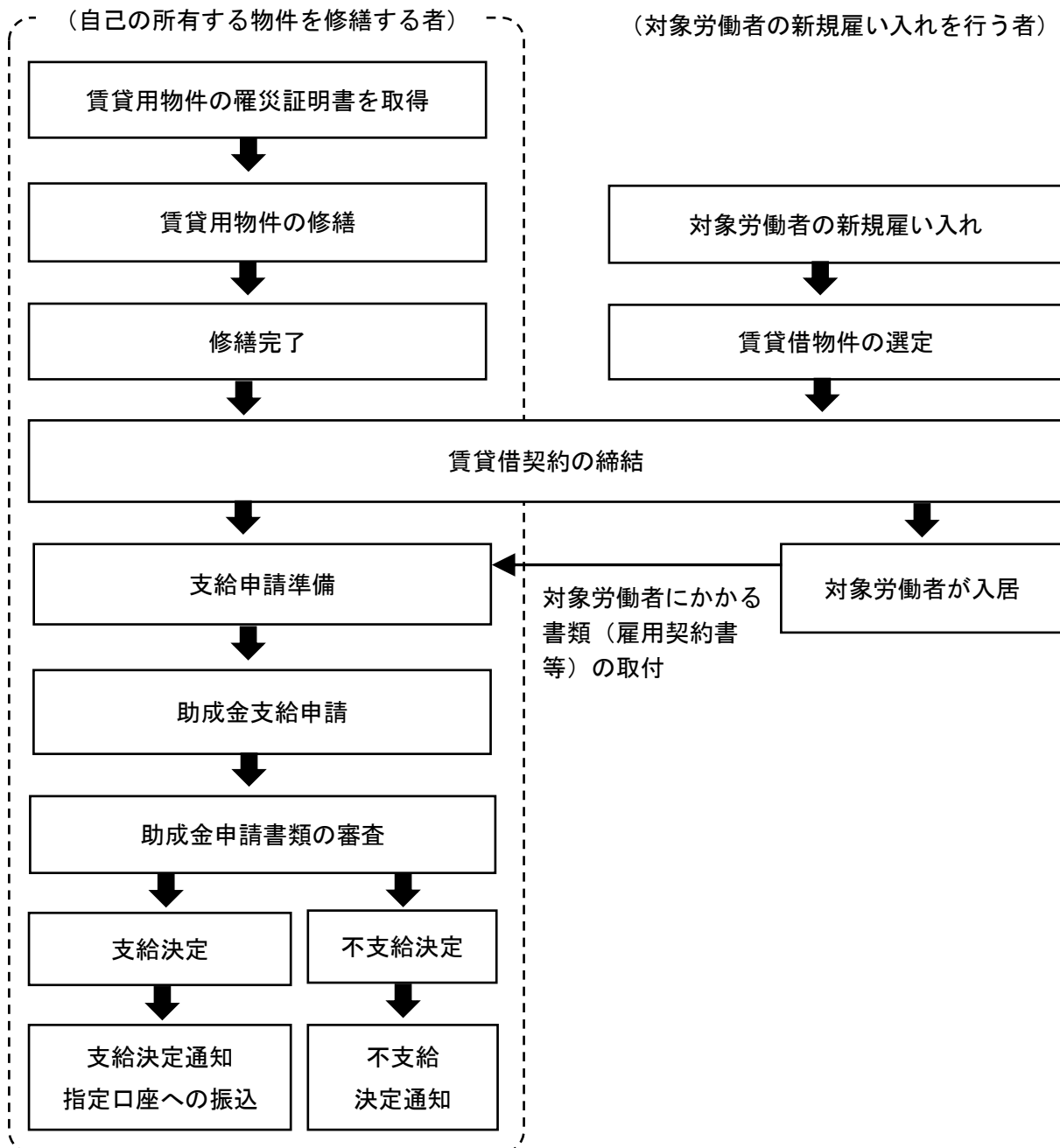
賃貸借事業を再開する上で必要となる対象物件及び付帯する設備等の修繕費、交換費用等

※上記対象経費については、厚生労働省の「地域雇用開発助成金（能登半島地震特例コース）」等と併給を受けることはできません。

4. 助成額

100万円（定額）

5. 支給の流れ



6. 支給申請について

(1) 申請主体

申請ができるのは1及び2の要件を全て満たす対象者となります。

(2) 支払経費

申請日時点で、すでに支払を終えている修繕経費等が300万円以上の場合が対象となります。支払が完了していない経費は申請経費に含めることはできませんのでご注意ください。

(3) 申請書類

- ① 石川県雇用環境整備助成金支給申請書（賃貸用物件修繕事業）（様式第1号）
- ② 賃貸借物件修繕内容明細書（様式第2号）
- ③ 支給要件確認申立書（様式第3号）
- ④ 石川県雇用環境整備助成金請求書（様式第4号）

<添付書類>

- 対象物件にかかる罹災証明書の写し
- 対象物件の修繕にかかる契約書の写し
- 修繕費用支払にかかる証拠証憑（領収書の写し、金融機関通帳等の写し等）
証拠証憑は300万円以上の支払が確認できるよう、必要に応じて複数提出してください。
- 対象物件にかかる賃貸借契約の写し
- 対象事業所と対象物件に入居する対象労働者で締結した雇用契約書の写し
- 入居する対象労働者の雇用保険被保険者証の写し

(4) 申請方法

申請書類は一式全てを揃えた上で、電子メールまたは郵送にて、(5)に記載の提出先までお送りください。

電子メールでの提出の場合は、タイトルを「石川県雇用環境整備助成金（賃貸用物件修繕事業）申請書（〇〇〇）」とし、括弧内に申請を行う事業者名を記載してください。また、ネットワーク障害等が生じる可能性がありますので、締切日まで余裕をもって提出いただくとともに、**電子メール送信後に、必ず石川県商工労働部労働企画課宛てにメールの受信確認の電話**をしていただくようお願いいたします（受信確認の電話をいただかない場合は、受理できない可能性があります）。

電子データは、様式第1号～第4号については、ワードやエクセル等の加工可能なファイルとし、その他はPDFにしてください。添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、メールを分割して送信してください。

郵送の場合は、用紙を日本産業規格に定めるA列4番の縦で統一し、全て片面で提出してください（両面は避けてください）。また、封筒の表面に「石川県雇用環境整備助成金（賃貸用物件修繕事業）申請書類在中」と朱書きしてください。

(5) 提出先及びお問い合わせ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部労働企画課

電話：076-225-1672 / 225-1532

E-mail：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

(6) 申請期日

申請期日は、令和7年3月31日（月）です。

電子メールでの提出については、17時までに到着が確認できたものを受理します。

郵送の場合は申請期日の消印があるものを受理します。

7. 申請の取下げ

申請の取下げを希望される場合は、申請日から起算して10日以内に支給申請取下げ届出書（様式第5号）を申請書提出先まで電子メールまたは郵送でお送りください。

電子メールでの提出については、期日までに到着が確認できたものを受理します。

郵送の場合は、期日までに提出先に到着したものを受理します。

8. 不正受給の防止

(1) 書類の保管

提出書類の原本については、支給決定額通知日から5年間保管してください。

(2) 立入検査及び助成金の返還

申請者が、偽りその他の不正行為により、本来受けることができない助成金を受給（以下「不正受給」という。）が疑われる場合、事業所に対して立入検査を行うことがあります。また、申請者が法令や支給要綱、本募集要領に記載の内容に従わない場合、不正受給の事実が判明した場合等には、支給決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を請求することがあります。